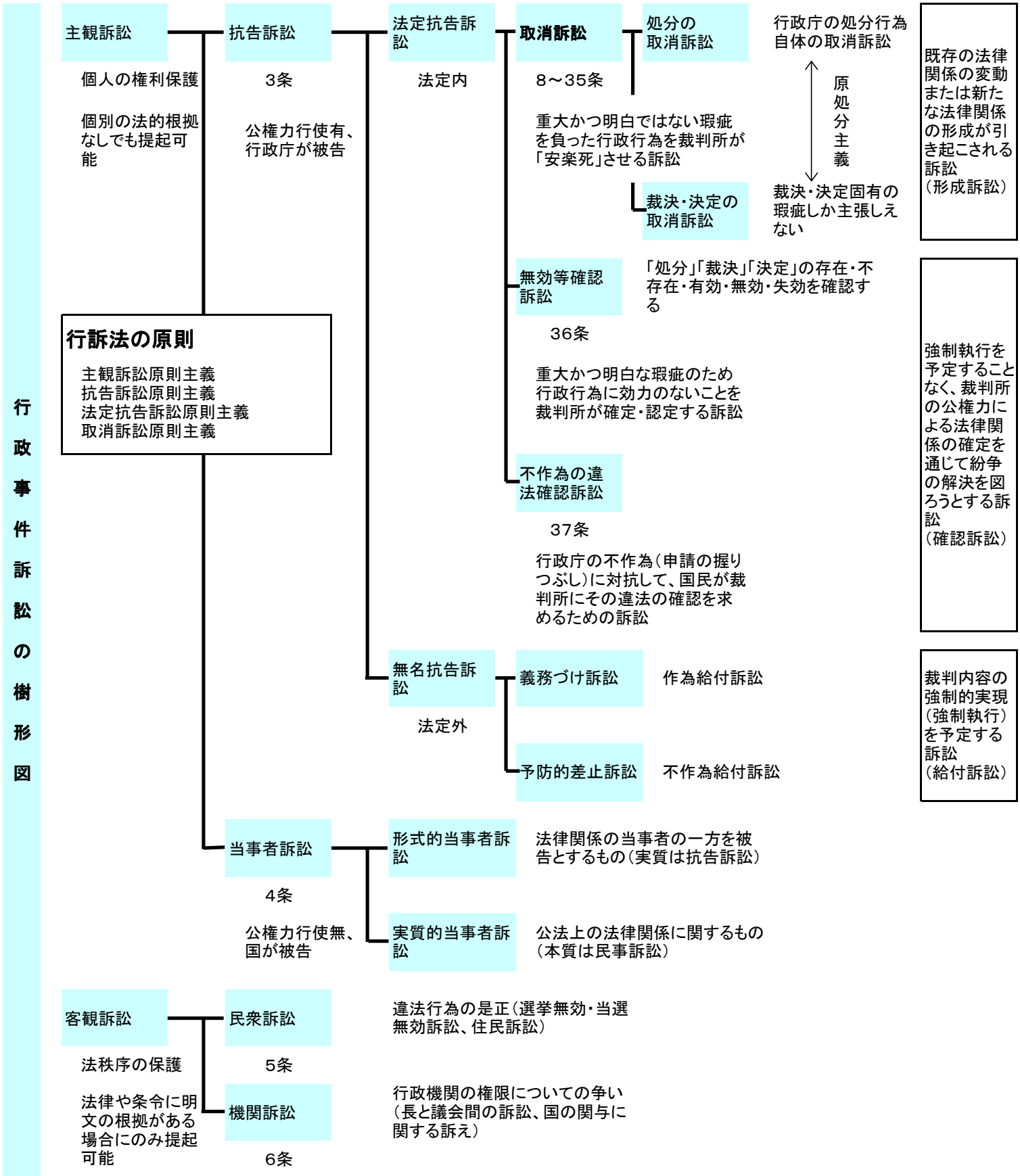
行政事件訴訟の樹形図
主観訴訟
抗告訴訟
3条
公権力行使有、行政庁が被告
個人の権利保護
個別の法的根拠なしでも提起可能
法定抗告訴訟
法定内
取消訴訟
8～35条
重大かつ明白ではない瑕疵を負った行政行為を裁判所が「安楽死」させる訴訟
処分の取消訴訟
行政庁の処分行為自体の取消訴訟
原処分主義
裁決・決定の取消訴訟
裁決・決定固有の瑕疵しか主張しえない
既存の法律関係の変動または新たな法律関係の形成が引き起こされる訴訟（形成訴訟）
無効等確認訴訟
「処分」「裁決」「決定」の存在・不存在・有効・無効・失効を確認する
36条
重大かつ明白な瑕疵のため行政行為に効力のないことを裁判所が確定・認定する訴訟
不作為の違法確認訴訟
37条
行政庁の不作為（申請の握りつぶし）に対抗して、国民が裁判所にその違法の確認を求めるための訴訟
強制執行を予定することなく、裁判所の公権力による法律関係の確定を通じて紛争の解決を図ろうとする訴訟（確認訴訟）
行訴法の原則
主観訴訟原則主義
抗告訴訟原則主義
法定抗告訴訟原則主義
取消訴訟原則主義
無名抗告訴訟
法定外
義務づけ訴訟
作為給付訴訟
予防的差止訴訟
不作為給付訴訟
裁判内容の強制的実現（強制執行）を予定する訴訟（給付訴訟）
当事者訴訟
4条
公権力行使無、国が被告
形式的当事者訴訟
法律関係の当事者の一方を被告とするもの（実質は抗告訴訟）
実質的当事者訴訟
公法上の法律関係に関するもの（本質は民事訴訟）
客観訴訟
法秩序の保護
法律や条令に明文の根拠がある場合にのみ提起可能
民衆訴訟
5条
違法行為の是正（選挙無効・当選無効訴訟、住民訴訟）
機関訴訟
6条
行政機関の権限についての争い（長と議会間の訴訟、国の関与に関する訴え）